イタリアにおける利用可能な主な交通手段
（２０２１年**5月１８日**現在）

― 目次 ―

★４月１９日から、日本への帰国・渡航に際して必要とされている出国前検査証明の確認が一層厳格化されています。 3
１．航空 4
（１）　日本までの直行便 4
（２）　日本までバゲージスルーで帰国できる乗り継ぎ便（主要都市路線のみ） 4
ア．フランクフルト（FRA）経由（要注意） 4
イ．　ロンドン・ヒースロー（LHR）経由 5
ウ．　ドーハ（カタール）（DOH）経由 5
エ．アムステルダム（AMS）経由（要注意） 5
オ．パリ（ＣＤＧ）経由 5
カ．チューリッヒ（ZRH）経由 6
キ．イスタンブール（IST）経由 6
ク．ヘルシンキ（HEL）経由 6
ケ．ブリュッセル（ＢＲＵ）経由 6
２．公共交通機関ご利用にあたって 6

― 本文 ―

＜＜イタリア国内の措置＞＞

★４月２２日緊急政令第５２号により、**緊急事態宣言が７月３１日まで延長**されました。

＜イエローゾーン、オレンジゾーン、レッドゾーン関連＞

★４月２２日緊急政令第５２号(*)により以下の措置が規定されています。

(*)https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20210422DL52.html

【第１条　イエローゾーンにかかる規制の適用再開及び新型コロナウイルスによる緊急事態を抑制・対応するためのさらなる対策】

1　2021 年 5 月 1 日から 7 月 31 日まで、本政令に別途規定がある場合を除き、2021 年 3 月 2 日に採択された措置が適用されるものとする。（大使館注：2021 年 3 月 2 日首相令を指す。）

2　2021 年 4 月 26 日から、2021 年 4 月 1 日緊急政令第 44 号の第 1 条 2 項の規定は効力を失い、その結果、ホワイトゾーン及びイエローゾーンに指定された州及び自治県の間で州・自治県を越えた移動が可能となる。

【第２条　移動に関する措置】

1　オレンジゾーン又はレッドゾーンに指定された州・自治県への出入りは、証明される仕事上の必要性、必要のある状況、健康上の理由による移動に加えて、自身の住所・居住地・居所への帰還のための移動や、第 9 条で規定される COVID-19 グリーン証明書の所持者の移動も許可される。

2　2021 年 4 月 26 日から 6 月 15 日までの間、イエローゾーンの場合は州内、そしてオレンジゾーンの場合は自治体（コムーネ）内で、私的住居（一軒のみ）への移動が 1 日に 1 度のみ許可される。移動する人は同居者を除き最大 4 名で、同者が親権を有する 14 歳未満の子女、同居している障害者または介助が必要な者を同行させることができる。その際、外出禁止制限（大使館注：22 時から翌朝 5 時の間は外出禁止）に従うこと。
　本項で規定される移動は、レッドゾーン内では許可されない。

3　本緊急政令第９条に従い発行・認証される COVID-19 グリーン証明書によって、外国へ／からの出入国禁止又はその出入国時に義務付けられる保健措置の例外が認められるケースについては、2020 年緊急政令第 19 号第２条２項に基づく規定により特定される（大使館注：2020 年３月 25 日緊急政令第 19 号第２条２項は、首相令の採択を待つ間、真に必要で緊急の場合には保健相に措置決定権限を付与している。）。

【参考】本緊急政令にて参照されている 2021 年３月２日首相令（抄訳）は以下のリンクからご確認いただけます。
https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20210302DPCM.html

★具体的な地域毎の予防措置は以下をご確認ください。
【地域毎の予防措置】https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_misureGAR.html

＜＜日本国内の措置＞＞

★３月２日、日本において新たな水際対策措置が決定され、イタリアが「新型コロナウイルス変異株流行国・地域」に指定されました。
イタリアからのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で待機いただき、入国後３日目に改めて検査を受けていただくことになります。その上で、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の残りの期間を、自宅等で待機していただくことになります。
【参考】外務省海外安全ホームページ
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C038.html

★３月５日、水際対策強化に係る新たな措置として、以下の防疫強化措置を順次実施していくことが決定されました。
① 検査証明不所持者については、検疫法に基づき上陸等できないこととし、これにより、不所持者の航空機への搭乗を拒否するよう、航空会社に要請する。
② 空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の真正性の確認を実施する。
③ ②に際し、スマートフォン不所持者については、スマートフォンを借り受けるよう求める。
④ 全ての入国者は、検疫等に提出する誓約書において、使用する交通手段（入国者専用車両又は自家用車等）を明記することとする。
⑤ 厚生労働省において全ての入国者を対象とする「入国者健康確認センター」を設置し、当該センターにおいて入国者に対し、入国後 14 日間の待機期間中、健康フォローアップを実施する。具体的には、位置情報の確認（原則毎日）、ビデオ通話による状況確認（原則毎日）及び３日以上連絡が取れない場合等の見回りを実施する。
注）従来、変異株流行国・地域からの入国者に対して行っていた健康状態のフォローアップについて、対象者を拡大するとともに、フォローアップ内容を強化する。
⑥ 変異株流行国・地域からの入国者については、入国後３日間検疫所長の指定する宿泊施設で待機した後の検査として、現在実施している抗原定量検査に代えて、唾液による real-time RT-PCR 検査を実施する。
⑦ 検疫の適切な実施を確保するため、変異株流行国・地域からの航空便を始め、日本に到着する航空機の搭乗者数を抑制し、入国者数を管理する。

【参考】外務省海外安全ホームページ
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C040.html

★３月１８日、日本において新たな水際対策措置が決定され、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間実施することとした以下の措置は、当分の間、継続されることとなりました。
（１）ビジネストラック及びレジデンストラックの一時停止
（２）全ての国・地域からの新規入国の一時停止
（３）全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

★３月１９日以降、日本へ入国されるすべての方は、国籍を問わず以下について求められます。
① 検疫所へ「出国前 72 時間以内の検査証明書」の提示が必要です。「出国前 72 時間以内の検査証明書」が提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められないことになります。
※ 有効な出国前検査証明フォーマットについては、以下のリンク先で必ずご確認ください
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html
※ 検査証明は、原則として上記リンク先で説明されている、「所定のフォーマット」を使用してください。任意のフォーマットを使用する場合には、「所定のフォーマット」に記載されている全ての事項が、日本語又は英語で、その任意のフォーマットに記載されている必要があります。また、事前に印刷のうえ提出できるようご準備ください。
② 検疫所へ「誓約書」の提出が必要です。14 日間の公共交通機関の不使用、自宅等での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入等について誓約いただくことになります。「誓約書」が提出できない場合、検疫所が確保する宿泊施設等で待機していただきます。
③ 誓約書の誓約事項を実施するため、位置情報を提示するために必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの所持が必要となります。検疫手続の際に、必要なアプリを利用できるスマートフォンの所持を確認できない方は、入国前に、空港内でスマートフォンをレンタルしていただくよう、お願いすることになります。
④ 入国後 14 日間の健康フォローアップのため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先を確認します。日本国内で入国者ご本人が使用できるメールアドレス、電話番号を質問票に必ず記載してください。
＜質問票について＞
質問票 WEB より回答し、QR コードを作成してください。QR コードはスクリーンショットまたは印刷し、検疫時に提示をしてください。
質問票 WEB へのアクセスはこちらから
https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp

詳細は以下の厚生労働省ＨＰにてご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

★４月１９日から、日本への帰国・渡航に際して必要とされている出国前検査証明の確認が一層厳格化されています。
(a)原則、厚生労働省が指定するフォーマット(*1)を利用して検査証明を取得してください。
(*1) https://www.mhlw.go.jp/content/000769988.pdf
各国・地域の事情等でやむを得ず医療機関等が発行する別のフォーマットを使用する場合、搭乗手続及び本邦上陸時に確認のための時間がかかることがあり、不備があれば搭乗拒否や本邦への入国が認

められないことになりますので、ご留意願います。

(b)有効と認められる検体及び検査方法等の所定の事項(*2)を十分に確認してください。類似の名称の検査方法が複数存在するため検査時は注意が必要です。

(*2)　https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf

(c)検査証明書が有効と認められるための要件を満たしているか（検体の種類、検査方法、検体採取時間、医師署名など。）、記載内容に記入漏れ等の不備がないか十分に確認してください。

(d)厚生労働省指定フォーマット以外の場合には、検査証明書の確認が円滑に行われるよう、検体、検査方法等の必要事項該当箇所にマーカーするなど、ご協力をお願いいたします。

※以下に掲載した「検査証明書の確認について（本邦渡航予定者用 Q＆A）」もご参照ください。
https://www.it.emb-japan.go.jp/files/100177577.pdf

１．航空

（１） 日本までの直行便

アリタリア航空：https://www.alitalia.com/ja_jp

現時点で以下の日付以降のフライトは同社 HP でチケットの予約が可能となっています。ただし、その日から就航／再開されることを必ずしも意味するものではありませんので、ご利用予定の方は同社 HP にて最新の情報をご確認ください。

ローマ・フィウミチーノ→羽田行き：２０２１年　７月９日以降に就航を延期
ローマ・フィウミチーノ→成田行き：２０２１年１１月２日以降に再開を延期
ミラノ・マルペンサ　　→成田行き：再開未定

全日本空輸（ANA）：https://www.ana.co.jp/

羽田＝ミラノ・マルペンサ間の直行便は就航延期が発表されています。

（２） 日本までバゲージスルーで帰国できる乗り継ぎ便（主要都市路線のみ）

ご注意：

1　航空券を区間毎に別々の航空会社の HP で購入した場合，区間全体の航空券を１つの航空会社で購入した場合とは異なり，異なる航空会社間で乗り継ぎ地点における預入荷物の引き継ぎ（いわゆる「バゲッジスルー」）がなされません。日本までバゲージスルーで移動する場合には，区間全体の航空券を１つの航空会社から購入してください。航空券を手配される際はご注意いただくとともに，各航空会社にご確認ください。

2　経由地各国による渡航制限及び乗り継ぎに関する情報は刻々と更新されていますので，最新の情報をご確認いただくとともに，各国所在日本国大使館の情報についてもご確認ください。

ア．フランクフルト（FRA）経由（要注意）

・在フランクフルト総領事館：https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/jp/konsular/coronainfo_jp.html
・在ドイツ　大使館：https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
（出入国関係）https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#04bouekitaisakuD
（航空便関係）https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#06koukuubin
・全　日　本　空　輸：https://www.ana.co.jp/
・日　　本　　航　　空：https://www.jal.co.jp/itl/ja/?city=ROM
・ルフトハンザ航空：https://www.lufthansa.com/it/ja/homepage

・アリタリア航空：https://www.alitalia.com/ja_jp

【注意】ドイツに到着する全ての航空機搭乗者（ドイツでトランジットする者を含む。）は搭乗手続きの際、全ての者（6 歳未満は除く）は，抗原検査の場合はドイツ入国前 48 時間以内，PCR 検査の場合はドイツ入国前 72 時間以内にコロナ検査を受け，搭乗手続きにあたって陰性証明書を提示する必要があります。在ドイツ大使館 HP、ドイツ保健省 HP をご参照ください。

（ドイツ保健省 HP) https://www.bundesgesundheitsministerium.de/en/coronavirus-infos-reisende/faq-testpflicht-einreisevo/testing-obligation.html

イ. ロンドン・ヒースロー（LHR）経由

・在英国　　大使館：https://www.uk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
・全日本空輸：https://www.ana.co.jp/
・日本航空：https://www.jal.co.jp/itl/ja/?city=ROM
・アリタリア航空：https://www.alitalia.com/ja_jp
・ブリティッシュ航空：https://www.britishairways.com/travel/home/public/ja_jp/

英国から／への移動に対しては、５月１４日保健省命令に基づき、３月２日首相令別添 20「リスト C」の国・地域に対する規定（同首相令第６章参照）が適用されます。

【参考】2021 年５月１４日保健省命令（抄訳）
https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20210514OMS_1.html

【参考】2021 年３月２日首相令（抄訳）
https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20210302DPCM.html

ウ. ドーハ（カタール）（DOH）経由

・在カタール大使館：https://www.qa.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
・カタール航空：https://www.qatarairways.com/ja-jp/homepage.html

【注意】カタールから／への移動に対しては、３月２日首相令別添 20「リスト E」の国・地域に対する規定（同首相令第６章参照）が適用されます。

エ. アムステルダム（AMS）経由（要注意）

・在オランダ大使館：https://www.nl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
・オランダ KLM 航空：https://www.klm.com/home/jp/ja

【注意】オランダに入国する場合又はオランダで乗り継ぎを行う場合は、オランダ到着の 72 時間前以降に受けた PCR 検査（核酸増幅検査）の陰性証明の提出が求められます。詳細は、在オランダ大使館ＨＰにてご確認ください。
https://www.nl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/r_corona_faq2.html

オ. パリ（ＣＤＧ）経由

・在フランス大使館：https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
・全日本空輸：https://www.ana.co.jp/
・日本航空：https://www.jal.co.jp/itl/ja/?city=ROM
・アリタリア航空：https://www.alitalia.com/ja_jp
・エールフランス：https://www.airfrance.co.jp/

カ．チューリッヒ（ZRH）経由

・在スイス　大使館：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
・全 日 本 空 輸　：https://www.ana.co.jp/
・ス イ ス 航 空：https://www.swiss.com/it/ja

キ．イスタンブール（IST）経由

・在トルコ　大使館：https://www.tr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00015.html
・全 日 本 空 輸：https://www.ana.co.jp/
・ト ル コ 航 空：https://www.turkishairlines.com/ja-jp/

ク．ヘルシンキ（HEL）経由

・在ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ大使館：https://www.fi.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00013.html
・日　本　航　空：https://www.jal.co.jp/itl/ja/?city=ROM
・フ ィ ン エ ア ー：https://www.finnair.com/jp-ja

ケ．ブリュッセル（ＢＲＵ）経由

・在ベルギー大使館：https://www.be.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
・全 日 本 空 輸：https://www.ana.co.jp/

２．公共交通機関ご利用にあたって

★　地方公共交通機関及び地方鉄道は５０％以下の乗車率での運行が認められるとの規定が、２０２１年３月２日首相令でも規定されました。４月２２日緊急政令第５２号において、同首相令で採用された措置は、７月３１日まで適用することとなりましたので、同規定は有効のままです。詳細は運行会社にお問い合わせください。

【参考】２０２１年３月２日首相令第３１条第１項　他
https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20210302DPCM.html

★　首相令においては，感染拡大防止を目的とした公共交通機関のガイドラインを規定しています。
【参考】２０２０年９月７日首相令
https://www.it.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid_19_20200907DPCM.html
（２０２１年３月２日首相令の同ガイドラインは、２０２０年９月７日首相令別添Ａ「別添１５」と同じ。適用期間は２０２１年４月２２日緊急政令第５２号により、７月３１日まで延長）

（了）